

本論文は、近代初頭の朝鮮における感染症に対する対応、防疫体制確立に焦点を当てる、非西洋世界における近代の医療社会史・衛生史であり、朝鮮における植民地権力と民衆との関係を描き出した研究である。取り扱う時期は主に 20 世紀初頭から 1920 年頃までで、これは、ほぼ日本帝国が朝鮮（大韓帝国）を保護国化し、自国に編入して支配体制確立を進めた期間にあたる。論文の構成は、序章および本論の第 1～5 章、終章と、参考文献一覧等の付録となっている。

序章では、朝鮮以外の東アジアに関わる近年の医療社会史・衛生史の動向を紹介するとともに、これまでの朝鮮医学史の展開と問題点が整理されている。具体的には、日本によって朝鮮に近代の医学が持ち込まれ医療制度の整備が始まったとする「植民地史学」の克服を意識してそれが進められて来たこと、そこでは、朝鮮後期・大韓帝国末期における朝鮮人自身の役割が強調されるとともに、植民地期の医療に関わる制度の整備についても、植民地権力の確立、強制的な制度施行と被支配者への抑圧という見方がなされてきたことが指摘されている。そのうえで、朝鮮以外の地域を対象とする医療社会史・衛生史の成果を参照しつつ、本論文においては、植民地朝鮮における、民族的な支配・被支配では捉えきれない医療衛生制度の整備に関わる多様な動きを捉えていくべきことを課題として提示している。そのために、居留地であり、交通・交易においても重要である仁川の動向、具体的な急性感染症に対する対応を、植民地当局がまとめた統計資料、「防疫誌」、民間の新聞資料などを用いて探っていくことが述べられている。

第 1 章では、植民地期の前提として、大韓帝国末期・日本の保護国期において朝鮮の医療・衛生をめぐる状況がどのようなものであったかを説明している。伝統的な医療では対処できない急性感染症の治療などで、西洋医学が力を発揮したことで、次第に朝鮮民衆も西洋医学を受容するようになっていたこと、急性感染症の予防、衛生に関わる知識普及の取り組みが行われるようになってことのほか、行政当局による各種統計が取られるようになり、防疫事業が準備されるようになっていたこと、加えて保護国期においては警察が中心となって中央が統制する防疫事業体制が築かれ、これが植民地化以降も継承されることが明らかにされている。

第 2 章と第 3 章は、植民地期初期に発生した急性感染症の流行の危機に植民地権力がどう対処したかを論じている。第 2 章は 1910 年から 1911 年、ペストをめぐる問題である。1910 年秋に「満洲」でのペスト流行したことを受けて、朝鮮総督府は、流入阻止のために各種の対策を実施した。「海港検疫ニ関スル件」「海港検疫手続」の制定、捕鼠の奨励、新聞などを通じたペストについての知識の普及・啓発などである。そこでは、国際的に求められている以上に厳格な基準での検疫が実施されたことと、必ずしも科学的に正確な知識

によるものでないことも含めて危険性を知らせ、警戒心を植えつけるキャンペーンが行なわれていたことが明らかにされた。第 3 章は 1919 年から 1920 年にかけてのコレラの流行について扱っている。これに先立つ 1915 年には伝染病予防令が施行されるなど、この時期には朝鮮でも一定の防疫対策が確立していたものの、この兩年には朝鮮各地で多くの患者の発生を見て、植民地期で最大規模の流行となった。このことで防疫事業の問題点が明らかになり、実務的な防疫事業を地方行政当局による実施する形態への制度・施策の変更が行なわれた。また、地域社会では官民が協力して防疫自衛団が発足し、防疫事業の末端を担った事実についても記述されている。

第 4 章と第 5 章は、仁川という地域に焦点を当てて医療衛生事業と民衆、植民地権力、社会の変化を探ったものである。第 4 章は植民地化に伴う行政制度の大きな変革のなかでの連続面も含めて捉えている。仁川では、植民地化以前に、「自治団体」としての日本人居留民団が設置され、そのもとで日本人の衛生組合が組織され活動していた。その一方、仁川の朝鮮人有力者らによって保健組合という団体が作られ、これは衛生のための事業のほか貧困者を対象とする医療も実施していた。そして日本による韓国併合後、日本人居留民団が廃止されたことを受けて、民族的に統合された衛生組合が発足するとともに、貧困者対象の医療事業も仁川府が経営する病院に引き継がれたことが明らかにされている。第 5 章は、中国人労働者との防疫事業との関係、その影響についてである。仁川において、ペスト流行の危機となった 1911 年には徹底的な中国人労働者の入国制限が実施されたほか、居住証明証を発行させる、服にその番号を付してわかるようにするといった措置をとって移動の管理が実施された。また、各種工事でも中国人に替えて朝鮮人労働者を使用することも指導され、労働市場の構成にも変化が生じた等の事実が記されている。

終章では、各章を要約し、朝鮮における医療衛生の制度の整備・施策の展開が、植民地化以前の朝鮮人の作った組織の吸収再編があったことや、急性感染症の危機への対処のなかでの様々な地域社会での官民の動きのなかで築かれていったことを地域レベルでの実情をもとに明らかにしたことが示されている。そして、そのことが、植民地支配の批判を意識し、強圧的で被支配民族に対して抑圧的な一方的な制度の移植、整備という捉え方を克服する意義を持つことが述べられている。

提出された以上のような論文に対して、審査委員会では、次のような点について高い評価が与えられた。

まず、現在アクセスが可能であると考えられる史料を網羅的に収集し、検討した上で、史実を復元し整理して示したことがある。豊富な史料に基づく史実の記述は、歴史研究者が常に目指すべきことであるが、この論文が主題としたことについては、特に困難な条件がある。1910 年代の朝鮮社会について伝える史料は、ごく少ない。これは、いわゆる武断統治と称される徹底的な統制と弾圧のなかで朝鮮人の自主的な言論機関すら存在することが許されなかったためである。そうしたなかで、本論文では、朝鮮民衆の動きに関わる史

実も含めて、この時期の朝鮮社会を明らかにしたことは大きな意義を持っている。なお、この点は、提出された論文のなかでは特に記されていないものの、むしろ積極的にその点を強調して語るべきだったのではないかとのコメントもあったことを付言しておく。

同時に、医療社会史・衛生史という領域のなかで考えても、この論文での多くの事実の提示はそれ自体が評価に値する。急性感染症拡大の危機に対して、それについての的確な知識を持って行政当局や社会が対応し、うまくコントロールできるということはほとんどないのであり、本論文が植民地期朝鮮に即して示した、状況が進行するなかで諸アクターが多様なレベルで対応していったという事実経過は、急性感染症と社会・行政当局との関係のあり方・問題点の本質を捉えている。また、仁川について明らかにした、ある地域に密着した衛生、医療に関わる制度・政策の確立過程の事実の提示も貴重な事例研究となっている。それは、今後、同時代に近代的な衛生、医療制度・政策の確立が進む、ほかの東アジアの諸地域、特に居留地や海港都市との比較を可能にし、この分野の今後の研究の発展の礎となるものである。

これとともに主題とすることの論述の関連からか、詳細な議論を展開していない点においても、いくつかの興味深い事実の発掘、史料の紹介があることも指摘された。例えば、東アジアにいるアメリカ人宣教師・医師が、朝鮮、中国、日本の各海港都市の状況についてのメディカルレポートを本国に送っていることの意味する問題や、仁川の病院の受診者統計を見ると、意外に多くしかも女性が多いといった事実、中国人労働者が朝鮮を含めた活発に動いており、これが東アジアの防疫と労働経済との関係で大きな問題となっていることなどがそれに当たる。

そして、こうした豊富な史実発掘をもとに示された結論についても、的確であるとの評価が与えられた。すなわち、植民地朝鮮の行政当局と、被支配民族である朝鮮民族とが、衛生問題、急性感染症への対処の中でともに取り組んでいた事実も踏まえて、多様な要因のなかで、制度・政策が整備されていったということは事実をよく捉えているとの認識が審査委員から示された。またそれは、ともすれば過剰に民族間の支配・被支配の枠組みにとらわれていたこれまでのこの分野の研究にインパクトを与えるものであることも予想される。

しかし、審査委員会では、次のような論文の問題点の指摘、要望も述べられた。

第一には、専門的な研究者以外に、示された史実の意味や分析の理解を助けるような論述の丁寧さが求められるということがある。例えば、朝鮮近代史についての詳しい知識を持たない者にとっては、仁川の日本人居留民団がどのような組織であったのか、居留地・植民地における民族別の法的な取り扱い、植民地朝鮮における中国人労働者の置かれた位置、などは説明がなければ、関連する事実の持つ意味、実態のイメージが捉えにくい。他方、医学史、衛生史を専門的に学んで来なかった者は、この論文が取り扱う時期において科学的な知識、医療の水準がどうであったかということがわからないために、具体的な施

策がどう有効であったか否かといった点の判断ができない、ということがある。

第二には、なお、急性感染症、衛生問題への対応に関わって、植民地権力と地域社会の具体的な動きの解明が必要なのではないかという意見も提出された。急性感染症への対処のなかで生まれた防疫自衛団や仁川における朝鮮人による保健組合の存在と活動を発掘したことは本論文の大きな成果である。しかし、それが果たして既存の朝鮮人のコミュニティとどのようなレベルで関係を持っていたのか、そうした団体を組織し主導した朝鮮人の意図はどうであったのか、「自発性」があったとしてもそれと日本の行政当局の働きかけの要素をどう捉えるのかは、重要な問題であるが、本論文ではそれについて明確な見解が示されているわけではない。

第三には、この論文で提示された事実について、より広い枠組みの歴史研究において、この論文で明らかにされた事実が持つ意味を説明してほしいという点である。提示された事実はすでに述べたように興味深いものが多々あり、医療社会史・衛生史、朝鮮植民地支配政策と社会の対応の一分野の事例として貴重である。しかし、近年、目覚しい展開を遂げている、グローバルな医療社会史・衛生史や、植民地下の近代化／モダニティをめぐって活発な議論が展開されている朝鮮近代史の動向を踏まえて、この論文が明らかにした史実をもとに、近代社会や植民地社会における普遍的な問題に関わる議論を展開し、図式を示すことが可能であったのではないかと、そこに踏み込んでほしかったとの意見が審査委員から述べられた。

このほか、時系列ではないためにやや読者を戸惑わせる論文の構成の問題、日本語の推敲が十分ではないことの指摘もあった。

しかし、こうした不足点は、本論文の意義を大きく損ねるものではなく、その朝鮮近代史、医療社会史・衛生史への貢献は大きいという評価を審査委員が与えた。

以上のことから審査委員会では、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものであると認定した。